

欧米諸国における「著作権リフォーム」の 動向（その1）

著作権委員会*

抄 録 近年、ネットワーク環境の変化や技術革新に伴い、インターネット上でのデジタルコンテンツの流通量が増加する一方、こうしたデジタル化社会に適応する新しい著作権制度のあり方を巡って、世界各地で頻繁に法改正議論がなされている。当委員会では、その中でも欧州と米国に焦点をあて、2015年6月号（その1）では欧州著作権リフォームの動向と英国著作権法改正、2015年7月号（その2）では米国著作権リフォームの動向について紹介する。

目 次

1. はじめに
2. 欧州著作権リフォーム
3. 英国著作権法改正
 3. 1 私的使用のための個人的複製
 3. 2 障害者のアクセス
 3. 3 公的機関による開示
 3. 4 研究、教育、図書館およびアーカイブにおける著作物の利用
 3. 5 引用・パロディ
- (以上、本号)
4. 米国著作権リフォーム
 4. 1 米国における議論概要
 4. 2 権利強化に関する論点
 4. 3 権利制限の拡大に関する論点
 4. 4 手続き面の見直し等による適正化に関する論点
5. 終わりに
- (以上、次号)

1. はじめに

世の中が“デジタル化社会”と言われるようになり、はや20年近くが経とうとしている。1980年代、オフィスに設置されていたコンピュータは、1990年代に突入すると一般家庭向けの

パーソナルコンピュータとして爆発的に普及し、同時に情報発信／取得基盤（インフラストラクチャ）としてインターネットの利用が定着していった。インターネット利用者は、電子メールによる情報のやり取りをしたり、個人や企業が用意するウェブページにアクセスしたりできるようになり、以前よりも迅速に、かつ多種多様な情報を利用できるようになっている。

かかるインターネット上でやり取りされる情報の多く（文章、静止画像、動画像、音楽等）は、電子的に加工もしくは生成された著作物、即ち「電子的著作物（以下「デジタルコンテンツ」という。）」である。そのため、著作権法は、インターネットの台頭と時期を同じくして、著作物の一種であるこれらデジタルコンテンツの保護と利用にかかる統制の役割を担うようになり、一般社会における重要性を日に日に増してきた。

古くは記録媒体への録音・録画行為（Time-shifting Use）に代表されるように、技術の進展に応じて、著作物の新たな利用形態が生まれるとともに、より著作物を簡便に利用するため

* 2014年度 Copyright Committee

の新たな商品やサービスが生みだされてきた。近年では、インターネットの普及・定着に伴い、インターネットからアクセス可能な外部記憶領域（いわゆるクラウド）にデジタルコンテンツを格納し、利用者の好きなときに、好きな場所で、コンテンツ再生機器に依存せずに利用（Place-shifting Use）することが可能となっている。

このような技術の進展によって現行著作権法の制定時には想定していなかった新たな著作物の利用・流通形態が次々と生まれると、その都度日本国内においては、コンテンツ産業界と著作物の利用者との間で、権利保護と著作物の利用を巡った意見の対立が繰り返されてきた。

2000年以降の改正経緯を振り返ってみると、2004年、2006年、2009年、2012年、2014年（いずれも改正法可決成立年）と5回に亘り著作権法改正がなされている。しかしながら、これらの改正内容はすべて個別の立法事実に対応した権利制限規定もしくは権利保護（罰則強化）規定の導入であり、本稿執筆時点では、長年関係者間で導入の是非が議論されている権利制限の一般規定（いわゆる日本版フェアユース規定）の採用等、既存の著作物とデジタルコンテンツとの共生や、適切な保護、利用を目指した根本的な著作権法制度改正には至っていないのが実情である¹⁾。

直近の2014年にも、文化庁管轄下の文化審議会著作権分科会に「著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会」が設けられ、(1)クラウドサービスと著作権との間にある問題を解決するための適切な法整備および(2)クリエイターへの適切な対価還元について、再び議論されているが、現時点では抜本的な法改正にまで踏み込む動きにはなっていない²⁾。

このような状況を踏まえ、本稿では、今後の日本における著作権法制度のあり方を考える上での示唆を得るべく、近年欧米諸国を中心に、

「著作権リフォーム」の動きが活発化していることに着目し、その概要と主要論点を紹介していきたい。「著作権リフォーム」とは、現代社会において流通する著作物（アナログ、デジタルを問わず）にかかる著作権法制度のあり方を抜本的に見直し、社会的あるいは経済的観点から新たな法制度や流通枠組みの提言をするためのステークホルダー間の議論である。一部の地域においては、政府当局主導のもと、個別論点の短期的解決策に留まらず、将来社会における著作物の利用形態を見据えた法制度のあり方について検討し変革を試みる姿勢がみられ、今後の日本における議論においても参照すべき点が多いように思われる。

本号（その1）では、欧州全域における著作権リフォームの諸動向から

- ・2010年4月26日付けで欧州の有識者団体より起草された [European Copyright Code]
 - ・2014年10月1日付けで改正法が施行されたイギリス著作権法の主な改正内容
- について紹介していく。

更に次号（その2）では、政府主導で産業界、学識者を巻き込んだ活発な議論がなされている米国著作権リフォームの諸動向から、

- ・2013年3月4日に米国コロンビア大学ロースクールに於いて米国著作権局（United States Copyright Office）Maria Pallante局長が行った [The Next Great Copyright Act] と題した講演
 - ・2013年より同局主催により全米各地で定期開催されているRound Table（公聴会）の主要論点、および
 - ・2013年7月24日付けで米国商務省（United States Department of Commerce）より公表された [Copyright Policy, Creativity, And Innovation In The Digital Economy] の主要論点
- について紹介していく。

本稿は2014年度著作権委員会、安高史朗（ヤフー）、雨宮信佳（KDDI）、熊野まり（富士通）、桑原巧（富士ゼロックス）、（以上4名その1担当）、今井紀子（コナミデジタルエンタテインメント）、岡洋子（日本電信電話）、小山立家（日立製作所）、野村真弓（日本アイ・ピー・エム）、浜野佑子（NTTコムウェア）（以上5名その2担当）により執筆されたものである。

2. 欧州著作権リフォーム

(1) 枠組みとしてのEU著作権指令(Directive)

本号では主にイギリスの著作権法改正の内容に焦点を当てるが、イギリスは欧州連合（EU）に加盟しているため、著作権法改正においても、EUのルールの下での制限を受ける。また、欧州全域においても、欧州著作権コードの発表などリフォームに関する動きがあるため、まずは背景として欧州全域の著作権レジームとリフォーム動向について簡単に触れることにしたい。

これまで、欧州における著作権制度の形成を担ってきたのは、指令(Directive)である。1991年にコンピュータプログラム指令が成立して以来、1992年に貸与権指令、1993年に衛生放送指令と保護期間指令、1996年にデータベース指令、2001年に情報社会指令と追求権指令、2004年に知的財産権エンフォースメント指令、2012年に孤児著作物指令、2014年に集中管理ライセンスに関する指令と、複数の指令が成立してきている。

欧州における指令とは、一定の目的の達成を各加盟国に求めるものであり、加盟国はこれにあわせて国内法を改正する義務を負う。つまり各加盟国の著作権法に一定の枠を設けるものであり、実際には各国の著作権法が適用・運用されている。

このような二階層法規によって、欧州内で一定のハーモナイゼーションが担保されている。しかし一方で、欧州における立法プロセスが不

透明である点、ロビイングの影響により権利強化のきらいがある点、さらには指令という手法は加盟国に国内法の改正を命じるものではあっても、欧州全体に妥当する統一著作権法を制定するものではない点などの問題も指摘されている³⁾。

(2) 欧州著作権コードの発表趣旨

以上のような問題意識に基づき、2010年4月26日に欧州著作権コードが公表された⁴⁾。「Witten Group」という比較的リベラルな著作権法学者により構成されるグループにより作成され、欧州における新たな著作権立法を目指したものである⁵⁾。

欧州著作権コードは、米国での「common principles」のような共通原則を示す方式とは異なり、立法例の形で起草されているため、もし承認されれば容易に立法化されるというメリットがある。

しかし、コードという形式では、何らの拘束力も有しない。そこで、将来的には規則(regulation)という形で採用することを目指している⁶⁾。規則とは、EUすべての加盟国において即時に効力を有する法形式である。規則として欧州全体における単一の著作権法を設けることができれば、各加盟国の著作権法がこれによって置き換わられることとなる。

(3) 欧州著作権コードの概要

欧州著作権コードは全5章28箇条からなり、全体的にシンプルでフレキシブルな特徴を持つ。

日本の著作権法は、問題が生じるたびに法改正でパッチワーク的な手当てがされてきた結果、法律全体が複雑で、個別の条文も長大となっている。対比すると、ゼロベースで作られた欧州著作権コードは、技術の発展に柔軟に対応できるようにシンプルな構成となっている。

各章に興味深い内容が多いが、ここでは本稿の趣旨である「デジタル時代に対応した著作権リフォーム」に即して、権利制限規定についてのみ端的に紹介したい。

権利制限規定は第5章に定められており、5-1条から5-4条において4つのカテゴリーごとに個別の制限規定を列挙している。

- ・5-1条：経済的意味が軽微な利用（バックアップコピーの作成，著作物の付随的挿入，著作物の修復等）
- ・5-2条：表現および情報の自由のための利用（報道目的，公共設置された建築等，引用，パロディ等）
- ・5-3条：社会的，政治的および文化的目的を促進するための利用（障害者，教育，図書館等）
- ・5-4条：競争を促進させるための利用（展示販売目的，アクセサビリティ，ニュース記事・学術的著作物等）

ここで興味深いのは，上記4つのカテゴリーに加えて，5-5条において，「その他の権利制限」として権利制限の一般条項が設けられている点である。5-5条では，5-1条から5-4条までに列挙された利用と同視し得るものについても，スリーステップテストの考えを導入し，「関連する制限規定の対応要件を満たし，第三者の正当な利益を考慮しつつ，当該利用が当該著作物の通常の利用を妨げず，著作者または権利者の正当な利益を不当に害しない限り」において許容されると定められている。これが，権利制限規定を定めた第5章における受け皿規定となっているのであり，「欧州版フェアユース」の現れということができる。

なお，様々な権利制限規定が設けられている一方，多くの報酬請求権が権利者に付与されている点も強調しておきたい。例えば，自然人による私的複製，教育目的利用，学術研究目的の利用といった行為は，排他権としての著作権を

制限しつつも，報酬の支払義務が課されている。

(4) コード発表以降の欧州著作権リフォーム動向

2010年にコードが発表されて以降，欧州ではいくつかの動きが進んでいる。まず2012年には，EU Commissionが著作権リフォームのための調査研究に着手した。利害関係人の意見を聴取した上で市場調査・影響評価・法的文書ドラフト作業を進めており，リフォーム提案を議題に載せる可能性がある。

そして，2013年12月には，著作権法の見直しを行うために広く意見を求めるPublic Consultation⁷⁾を出した。書籍の大量電子化をはじめとする権利制限規定の拡充，補償金制度の有効性など，デジタル時代の課題が対象として取り上げられており，EU議会が本格的にEU著作権法の改正に取り組むものとして，その動向に注目が集まっている。

3. 英国著作権法改正

(1) 英国著作権法改正までの動き

上述の欧州全域における著作権リフォームの議論と並行して，イギリスにおいては，著作権リフォームについての継続的な議論がなされてきた。

2006年のガワーズ・レビューに始まり，いくつかの著作権改革に関するレビューが公開されている。これらはいわゆるインディペンデント・レビューと呼ばれ，イギリスの政策立案における有識者への諮問の一類型であって，大臣から特定の有識者に対し特定の案件が諮問されることにより行われるものである⁸⁾。

ガワーズ・レビューは，イギリス政府がアンドリュー・ガワーズ氏に委託し作成させたレビューであり，知的財産のもつイノベーションに対するインセンティブ機能が重視されていた。ガワーズ・レビューは54件の勧告を示してい

る。その中のフォーマットシフトとパロディの例外導入以外の提案については知的財産庁から立法案が示され検討が進められたが、政権交代があったため、立法には至っていない。

そして連立政権誕生後、保守党のデイヴィッド・キャメロン首相の提案をきっかけとした政府の諮問に基づいて、イアン・ハーグリーヴス教授が知的財産政策に関するレビューを作成することになり、2011年5月に公表した⁹⁾。このハーグリーヴス・レビューでは様々な提言がなされているが、著作権に関しては、2014年法改正に至った5つの権利制限規定の他に、著作権取引所の創設、孤児著作物対応のための拡大集中許諾制度の導入、および例外規定のオーバーライド禁止に関する項目が挙げられている。

ハーグリーヴス・レビューを受け、2011年12月には、イギリス知的財産庁により著作権法改正に関する意見募集の手続き（コンサルテーション）が進められた。なお、著作権取引所の創設に関しては、立法的な作業ではないためコンサルテーションとは別に、作業部会において検討が進められていた。

コンサルテーションは2012年3月を期限としていたが、これと並行して政府による影響評価等も実施されており、これらの検討を経た結果、2012年12月に最終的な政府方針¹⁰⁾が公表され、2013年6月の草案公表・意見聴取を経て、2014年3月に国会に著作権法改正案が提出¹¹⁾され、10月の施行に至った¹²⁾。

本改正では、5つのカテゴリーについて権利制限規定が追加されている。以下、それぞれの改正ポイントの概要について紹介していく。

3. 1 私的使用のための個人的複製

(1) 背景

これまで、英国では、私的複製については、70条に放送の録音・録画物のTime-shiftingの権利制限規定があるのみで、非常に厳格な範囲

でしか認められていなかった。広く消費者に行われている音楽CDのMP3取り込み等のFormat-shiftingは、法令上許容されておらず、法令と社会通念に乖離がある状態であった¹³⁾。そのため、改正法により、28B条として、あらゆるタイプの私的ストレージ、あらゆるタイプの著作物に適用される、技術的に中立な私的複製の権利制限規定が新たに制定された。

(2) 概要

次の要件を満たす複製物の作成は、著作権侵害とならないものとされた。

- (a) 当該複製物が (i) 当該個人が所有する複製物 (the individual's own copy) の複製であるか、または (ii) 当該個人が同条に従い適法に作成した個人的複製物 (personal copy) の複製であること、
- (b) 当該個人の私的使用 (private use) のために作成されること、および
- (c) 直接的にも間接的にも商業的ではない目的のために作成されたものであること。

コンピュータプログラムについては、すでに50A条から50C条に適法な使用者によるバックアップコピーや逆コンパイル等についての権利制限規定が設けられているため、本条の対象からは除かれた。

(a)の「個人が所有する複製物」とは、当該個人が恒久的に合法取得した (lawfully acquired on a permanent basis) もので、侵害複製品や権利制限規定によって作成された複製物は含まない。

「恒久的に合法取得した」とは、購入や贈与により入手したものが含まれるが、貸与品や、放送、ストリーミングで取得したものは含まれないとされた。

また、「私的使用」の目的には、バックアップ、フォーマットシフト、ストレージ（個人のみがアクセス可能な電子ストレージ領域を含む）が

含まれることが明示されている。私的使用はあくまで当該個人の使用にのみ限定され、家庭内や友人の私的使用のために複製する行為は28B条の対象外となる。

作成した個人的複製物を第三者に譲渡することや、複製元となったthe individual's own copyを第三者に譲渡した後もなお個人的複製物を保持しておくことは、著作権の侵害となる。

なお、日本法における私的使用目的の複製の権利制限規定（第30条）においては、複製元の著作物の性質は問われず、私的使用の範囲として「個人的にまたは家庭内」まで認められており、今般の改正は日本法と照らすと限定的な範囲にとどまるものと理解される。一方で、本稿1. で触れたとおり、日本国内でクラウドサービスと私的使用目的の複製に関する議論がなされており、今般の英国法の改正でクラウド上のストレージにつき明確に権利制限の範囲内と言及された点は注目に値する。

(3) 権利者による制限措置との調整

28B条10項で許容される私的複製を妨げまたは制限する契約条項は無効になるものとされた。

また、296ZEA条を新設し、権利者が、著作物の複製を妨げまたは複製の数量を制限する技術的な保護手段を設けており、これにより28B条で許可された私的複製が阻害される場合には、所管大臣に救済を求める手続きが設定された。

なお、日本においては、契約による権利制限規定のオーバーライドについて、平成17年から平成18年¹⁴⁾にかけて、文化審議会著作権分科会「法制問題小委員会 契約・利用ワーキングチーム」において検討がなされている¹⁵⁾。同ワーキングチームは、契約によるオーバーライドは一切無効となるものではなく、権利制限規定の趣旨¹⁶⁾やビジネスの実態を総合的にみて個別に判

断すべきであるとしたうえで、ただちに立法的対応を図る必要はないと結論づけている。

(4) 補償金

著作権指令においては、私的複製の制限規定は公正な補償が前提とされているが、今回の改正法では私的複製に対する補償金は定められなかった。これは、本改正により許容される範囲は限定的で、著作権者が被る侵害がないか、または最小限のものであるという考えを前提としている¹⁷⁾。

3. 2 障害者のアクセス

(1) 背景

改正前の著作権法では、障害者のための権利制限規定として、31A条から31F条に、視覚障害者のために文芸、演劇、音楽または美術の著作物を利用できるようにしたバージョンを作成すること、74条に、聴覚障害者のために放送の著作物の字幕スーパー入り複製物を作成することにつき規定があった。しかし、失読症(dyslexia)などの、それ以外の種類の障害については権利制限規定が適用されず、また、利用可能な著作物の種類も限定的であった¹⁸⁾。

このため、改正法では、31A条から31F条を修正する形で、障害により著作物を享受できないあらゆる人が権利制限規定の対象となり、また、あらゆる著作物の種類が含まれることとなるよう、権利制限規定の拡張が図られた。

(2) 概要

31A条にて、障害者が、合法的に所有または使用する著作物を障害により享受できない場合に、当該障害者またはその代理人が、当該障害者の個人的利用のために、その著作物の利用可能複製物(accessible copy: 著作物を十分に享受できるようにしたバージョン)を作成することは、同種の利用可能複製物が著作権者により

商業的に入手可能になっていない場合には著作権侵害にはならないものとされた。

ここでの障害者 (disabled person) とは、31F条に定義されており、障害を持たない人と同程度に著作物を享受することを妨げられる身体的または精神的な障害を有するものとされ、障害の種類を特定しない形で改定されている。

改正前の31B条では、認可団体 (教育機関または非営利団体) が視覚障害者のための利用可能複製物を作成できる規定があり、これも、改正法では視覚障害者に限定されない形で修正された。

また、改正前は、著作権管理団体によるライセンススキームが存在する場合の31B条の適用を制限する規定 (31D条)、認可団体による複製物の作成等に対する所管大臣による命令に関する規定 (31E条) があったが、いずれも本改正で削除された。

なお、日本の著作権法においては、障害者に関する権利制限規定として、第37条1項および2項により公表著作物の点字による複製等が許容されるとともに、第37条3項および第37条の2によりそれぞれ視覚障害者、聴覚障害者が著作物を利用できる方式で著作物を複製・公衆自動送信すること等が福祉団体に対して許容されている。対象となる著作物の種類については限定されていないが、今回の英国での改正案のように、あらゆる障害の種類を含む規定にはなっていない¹⁹⁾。また、第33条の2に、視覚障害、発達障害等の児童や生徒のための拡大教科書等の作成に関する規定が設けられている。

3. 3 公的機関による開示

(1) 背景

英国において、公的機関が保有する情報は情報自由法 (the Freedom of Information Act) などの法令に基づき一般市民に向け情報公開されている。公的機関が保有する情報には第三者

の著作物が含まれることがあることから、その一般市民への提供については、改正前の著作権法において、47条に権利制限規定が設けられていた。

しかし、かかる権利制限規定は、公共機関の事業所に公衆の閲覧に供するため備置する場合と、一般市民の求めに応じてコピーを作成し提供する行為に限られていた。

そのため、改正法では、47条2項および3項が改正され、一般市民がインターネットを通じて資料にアクセスできるようにするため、権利制限規定が拡張された。これは、情報公開をプロアクティブに行うことで、一般市民がより簡単に情報にアクセスすることを可能にし、一般市民と公的機関の双方の時間とコストを節約することを図ったものである²⁰⁾。

なお、48条にも公務の過程で国王に伝達される資料について類似の規定があり、こちらも同様の改正がなされた。

(2) 概要

改正前の47条2項では、資料が法定の要件に従い一般の閲覧に供される場合について、適当な権限によりもしくはその許可を得て、その資料をより適切な場所において閲覧することを可能とする目的、またはその他そのために要件が課されるいずれかの権利の行使を容易にする目的のために、資料を複製しまたは公衆に配布することが認められていた。また、改正前の47条3項では一般的な科学上、技術上、商業上または経済上の関心事についての情報を含んだ資料が、法定の要件に従い法定の登録簿に記載しまたは公衆の閲覧に供されている場合に、適当な権限によりまたはその許可を得て、当該資料を普及する目的のため資料を複製しまたは公衆に配布することが認められていた。

改正法では、47条3A項を新設し47条2項および3項の対象となる行為が整理されており、

改正前に認められていた (a)資料の複製および (b)公衆に対する資料の複製物の配布に加え、新たに (c)資料またはその複製物を公衆が個別に選んだ時間や場所で電子的通信手段によりアクセスできるようすることが追加された。

また、47条2項および3項においてかかる3A項(c)の行為を行う場合について、当該資料が権利者によりまたはその許諾のもと商業的に入手可能になっていないことが要件として付加されている。

なお、日本の著作権法においては、第42条の2に行政機関情報公開法等による開示のための利用につき、権利制限規定が設けられており、開示に必要な限度で著作物を「利用すること」が認められているため、インターネットによる公衆閲覧が現行法の解釈上可能となっている。

3. 4 研究、教育、図書館およびアーカイブにおける著作物の利用

(1) 背景

英国著作権法では、研究、教育、図書館およびアーカイブ等における著作物の利用について、その対象物および利用の範囲を細かく規定している。今回の法改正では、デジタル化時代における当該分野の著作物の利用について、幅広い改正が行われた。特に、デジタル化に即した主な改正点として、非商業目的におけるデータマイニングの権利制限規定である29A条の新設、教育機関における著作物の利用について36条の改正、および図書館・アーカイブ・美術館（以下「図書館等」という。）における著作物の利用について40B条の新設が挙げられる。

(2) 概要

1) データマイニング

膨大なテキストやデータを分析し、一定の法則や傾向を得る「データマイニング」を行う場合、著作物を複製する必要がある。研究者がこ

のようなデータマイニングを行う場合には、分析対象となる著作物の著作権者からライセンスを受けなければ、著作権侵害の危険にさらされていた。

今回の改正により、29A条が新設され、非営利の研究目的におけるデータマイニングの場合は、権利侵害とならないこととなった。ただし、あくまでも非営利の研究目的の場合に限られ、例えば大学の研究員が企業と共同研究を行う中で行うデータマイニングでは本条が適用されない可能性が高いと考えられている²¹⁾。

なお、日本の著作権法においては、第47条の7により電子計算機による情報解析を行うことを目的とする場合には、必要と認められる限度において、著作物を記録媒体へ記録または翻案することができる、と規定されており、英国のように「営利／非営利」の区別なくデータマイニングのような情報解析を行うための記録または翻案を認めている。

2) 教育機関における著作物の利用

教員が著作権侵害の危険なく、現代におけるマルチメディアの教育を行うことができるよう大幅に改正された。改正後の36条2項は、同条1項に基づき教育目的で複製された著作物を学生または教員に送信する行為が著作権侵害にあたらないことを規定している。これにより、36条1項に基づいて適法に作成された教材をe-ラーニングにより配信する行為が適法となった。

この他、改正後32条では教育における例証目的での著作物の「公正な利用」が広く認められ、改正前のように権利制限が「複製」に限定されることがなくなった（本条の適用は、教育機関に限定されないが、非営利目的に限られる²²⁾）。これにより、例えば授業中に例証の目的でインターネットのウェブページをホワイトボードに映し出す等の行為が著作権を侵害することなく、可能となった。

なお、これらの改正点について日本の著作権

法と比較してみると、教育目的で複製された著作物を送信する行為について、第35条2項の規定によると、授業が行われているのと「同時に」別の場所で授業を受ける物に対して公衆送信を行うことができる、と規定しており、既に行った授業を録画し、後日配信するようなe-ラーニングでは、当該規定の適用を受けることができない。一方、教育機関における著作物の複製については、第35条1項に定められており、「授業の過程」において使用する目的（例えば、授業の時間内に教室内で使用する目的）で、必要と認められた範囲で著作物を複製できる、と規定されており、複製の方法については特に制限が設けられていない（ただし、「当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害する」こととなつてはならない、とされている）。

3) 図書館等における著作物の利用

著作権指令5条3項(n)号に関連し、40B条が新設された。同条は、図書館等において専用端末装置を用いて著作物を送信する行為は、著作権侵害にあたらなると規定している。ただし同条3項において、送信される著作物は、①当該図書館等が適法に取得した著作物であること、②研究や私的な学習目的で送信されること、および③当該著作物を取得した購入またはライセンス条件に適合して送信されること、が条件とされている。したがって、40B条によって図書館等において無条件に著作物が送信可能となったわけではなく、各著作物の適法な購入またはライセンス条件に沿った利用が求められている。

日本の著作権法では第31条3項において、「国立国会図書館」が「絶版等資料」を、他の図書館に対して利用者の求めに応じて当該利用者の「調査研究の目的」に限り自動公衆送信できる、としている。また当該複製物を受け取った図書館は、当該複製物の一部分を電子的に複製し、利用者の求めに応じて一部のみ提供することが

できる、としている。対象著作物の範囲に定めがない英国著作権法に比べ、かなり厳しい要件となっている。

3.5 引用・パロディ

(1) 背景

改正前の30条1項では、批評や報道のために他人に著作物を利用することは認められていたが、当該目的以外で他人の著作物を利用するためには、著作権者の利用が必要であった。著作権指令5条3項(d)は、引用についての権利制限規定を認めており、これに基づき30条1項に1ZA項が追加され、広く「引用」のために他人の著作物を利用することが認められることとなった。

また、カリカチュア、パロディおよびパロディ（以下「パロディ等」という。）における著作物の利用についても、著作権指令5条3項(k)では権利制限を認めており、今回の改正において30A条が新設され、パロディ等における著作物の利用にあたっては、著作権者の許諾が不要となった。特に、パロディ等についてはデジタル時代において個人が既存の著作物を利用して簡単に新たな著作物を作成し、インターネット上で公表することができるなど、著作物の利用形態の変化に合わせて改正を行う運びとなった。

(2) 概要

改正前の30条1項では、十分な出所表示をしており、かつ公表された著作物であれば、批評や論評のために当該著作物を利用することは、著作権者の権利を侵害しない、と規定されていた。

改正後に追加された同条1ZA項では、新たに「引用」における著作物の利用について権利制限が規定された。ここで、正当な「引用」として認められるためには、①公表された著作物で

あること、②引用が著作物の公正な利用にあたること、③引用の範囲が引用の目的に必要な程度を超えないこと、および④十分な出所表示を行っていること、といった要件を満たす必要がある。

パロディ等については30A条が新設され、パロディ等の目的での著作物の公正な利用は、著作権を侵害しない旨が規定された。

日本の著作権法においては、引用については第32条において、①公表された著作物であること、②公正な慣行に合致するものであること、および③引用の目的上正当な範囲内であること、といった要件を満たせば、著作権を侵害するものではないとされている。

パロディについては、日本の著作権法上は規定がなく、「そもそも「パロディ」とは何か」についても議論が進んでいるともいえない状況にある²³⁾。これを受けて、2011年度の文化庁の委託事業として「海外における著作物のパロディの取扱いに関する調査研究」が行われた。当該調査研究は、諸外国におけるパロディに関する規定を調査し、日本においてパロディに関する規定の立法を検討した場合の問題点を分析したもので、その報告書においては、日本の文化・慣習に照らして「パロディ」を定義することから難航するとの予想も付言されている²⁴⁾。

注 記

(以下、URL表記は2015年3月13日時点リンク確認)

- 1) 権利制限の一般規定については、知的財産戦略本部に設置されたデジタル・ネット時代における知財制度専門調査会が2008年1月に公表した専門調査会報告書 11頁 (<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/houkoku/081127digital.pdf>) において「個別の限定列挙方式による権利制限規定に加え、権利者の利益を不当に害しないと認められる一定の範囲内で、公正な利用を包括的に許容し得る権利制限の一般規定（日本版フェアユース規定）

を導入することが適当である。」と記されたことを発端に、文化庁文化審議会著作権分科会 法制問題小委員会において、以下の3類型に当て嵌まる利用形態に関する権利制限について検討が行われ、報告書（2011年1月公表）にまとめられた。

(http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/pdf/shingi_hokokusho_2301_ver02.pdf)

(1) その著作物の利用を主たる目的としない他の行為に伴い付随的に生ずる当該著作物の利用であり、その利用が質又は量的に社会通念上軽微であると評価できるもの。

(2) 適法な著作物の利用を達成しようとする過程において合理的に必要と認められる当該著作物の利用であり、その利用が質又は量的に社会通念上軽微であると評価できるもの。

(3) 著作物の種類及び用途並びにその利用の目的及び態様に照らして、当該著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受するための利用とは評価されない利用。

しかしながら、改正案として出てきたものは、上記3類型に基づいた“一般規定”と評するには程遠い従来どおりの個別制限規定であり、かつ、同小委員会では議論がなされなかった「違法ダウンロードの刑事罰化」規定が土壇場で盛り込まれるなど、2012年改正はそれまでの議論を反映したものにはならなかった。

- 2) 文化審議会著作権分科会 著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会（平成27年2月）「クラウドサービス等と著作権に関する報告書」(http://www.bunka.go.jp/Chosakuken/singikai/hogoriyou/h26_10/pdf/shiryo_1.pdf)。同小委員会においては、私的使用目的の複製に関係するクラウドサービス（いわゆるコンテンツロッカー型サービス）とロッカー型クラウドサービス以外のサービスに関して権利者、利用者および事業者の間で意見交換がなされた。本報告書30-31頁によると、コンテンツロッカー型サービスについては権利者、利用者および事業者間で一定の合意形成はなされたものの、ロッカー型クラウドサービス以外のサービスを実施するに当たっては「現にこれらのサービスを行っている事業者から、当該事業者が実際に提供しているサービスについては、現行の著作権法の範囲内で十分に対応することができている、

との意見が出ている」, 「柔軟性のある規定を導入するのであれば, 各事業の具体的内容や, 海外の事例の適法性やフェアユース規定との関係について十分な立法事実が示されるべきであるが, そのような事実が未だ示されていない以上, 一般的な権利制限規定の導入の必要性は認められない」, 「まずは, 現行の著作権法の下で契約による対応がどこまでできるか, 可能性を見極めた上で, 対応が不可能な部分について, 具体的な立法事実に基づき, 権利制限規定や報酬請求権等の導入を考えると適当ではないか」としたうえで「本小委員会に提示された内容を前提とする限り, ロッカー型クラウドサービス以外の各サービスに関して, 現時点においては, 法改正を行うに足る明確な立法事実は認められなかった。」と括られ, “現存するサービスについてどのように対応すべきか” という視点での検討に留まった。

- 3) 上野達弘「ヨーロッパにおける著作権リフォーム」, 『著作権研究』No.39, 41頁(2012)有斐閣
- 4) The Wittem Project (April 2010), “European copyright code” (http://www.copyrightcode.eu/Wittem_European_copyright_code_21%20april%202010.pdf)
- 5) European Copyright Code, Introduction (<http://www.copyrightcode.eu>)
- 6) 同上
- 7) Public Consultation on the review of the EU copyright rules (http://ec.europa.eu/internal_market/consultations/2013/copyright-rules/index_en.htm)
- 8) 今村哲也「近時のイギリスにおける著作権法改革の動向からの示唆」, 『著作権研究』No.38, 181頁(2011)有斐閣
- 9) Hargreaves, Prof Ian (May 2011), “Digital Opportunity – A Review of Intellectual Property and Growth”, UK Intellectual Property Office (https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/32563/ipreview-finalreport.pdf)
- 10) HM Government (December 2012), “Modernising Copyright: A modern, robust and flexible framework” (<http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20140603093549/http://www.ipo.gov.uk/>

response-2011-copyright-final.pdf)

- 11) 法案提出に至る経緯については作花文雄「英国・2014年著作権法改正(制限規定の整備)の背景と制度の概要」, 『コピーライト』2014.12号38-39頁(2014)著作権情報センターに詳しい。
- 12) Intellectual Property Office (June 2014), “Changes to copyright law” (<https://www.gov.uk/government/news/changes-to-copyright-law>)
- 13) 前掲注10) “Modernising Copyright” p.22
- 14) さらに過去の議論として文化庁(平成6年5月)「コンピュータ・プログラムに係る著作権問題に関する調査研究協力者会議報告書」第2章2 (http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/housei/h20_05/pdf/sanko_3.pdf)において, プログラムに関する権利制限規定の性格について検討されている。
- 15) 文化審議会著作権分科会(平成18年1月)「文化審議会著作権分科会報告書」93-103頁 (http://www.bunka.go.jp/Chosakuken/singikai/pdf/singi_houkokusho_1801.pdf), 文化審議会著作権分科会(平成19年1月)「文化審議会著作権分科会報告書」17-18頁 (http://www.bunka.go.jp/Chosakuken/singikai/pdf/singi_houkokusho_1901.pdf)
- 16) 前掲注15)平成19年1月報告書では, 権利制限規定の必要性・公益性にも濃淡があり, 公益性の要請が大きい場合には, オーバーライドが有効となるケースが限定的になるとの考えが示されている。
- 17) 前掲注10) “Modernising Copyright”, pp.23-24
- 18) 前掲注10) “Modernising Copyright”, p.42. また, 英国政府が公表した本改正の解説 Intellectual Property Office (October 2014), “Exceptions to copyright: Accessible formats for disabled people”, p.3 (https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/375952/Accessible_formats_for_disabled_people.pdf)
- 19) 2009年改正により, 第37条3項および第37条の2につき, 視覚障害者・聴覚障害者に障害の種類を限定していた従来の規定を改め, 視覚や聴覚による表現の認識に障害のある者が対象となるよう範囲が拡張された。平成26年度の文化審議会著作権分科会 法制・基本問題小委員会に

において「視覚障害者等の発行された著作物へのアクセスを促進するためのマラケシュ条約（仮称）」への対応の検討にあたり障害者の情報アクセスにつき議論されており、第3回

(http://www.bunka.go.jp/Chosakuken/singikai/houki/h26_03/gijishidai.html) には、障害者団体から、条約締結に必要な手当てにとどまらず多岐にわたる要望が出された。その中で、障害者の範囲については、上肢障害や筋萎縮性側索硬化症（ALS）などにより読書に必要な動作が困難な者も含むよう対象範囲を拡大することが要望されている。

- 20) 前掲注10) “Modernising Copyright”, p.46
- 21) Intellectual Property Office (October 2014), “Exceptions to copyright : Research”, p.9 (https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/375954/Research.pdf)
- 22) Intellectual Property Office (October 2014), “Exceptions to copyright : Education and Teaching”, p.5 (https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/375951/Education_and_Teaching.pdf)

- 23) 文化審議会著作権分科会「文化審議会著作権分科会報告書」51-52頁（平成23年1月）(http://www.bunka.go.jp/Chosakuken/singikai/pdf/shingi_hokokusho_2301_ver02.pdf)
- 24) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング「海外における著作物のパロディの取扱いに関する調査研究」109頁（平成24年3月）(http://www.bunka.go.jp/chosakuken/pdf/chosakuken_toriatsukai.pdf)

参考文献

- ・今村哲也「近時のイギリスにおける著作権法改革の動向からの示唆」『著作権研究』No.38, 180-228頁（2011）有斐閣
- ・上野達弘「ヨーロッパにおける著作権リフォーム」『著作権研究』No.39, 39-64頁（2012）有斐閣
- ・作花文雄「英国・2014年著作権法改正（制限規定の整備）の背景と制度の概要」『コピーライト』2014. 12号 29-52頁（前編）2014／同2015. 1号 24-37頁（後編）2015, 著作権情報センター

（原稿受領日 2015年3月12日）